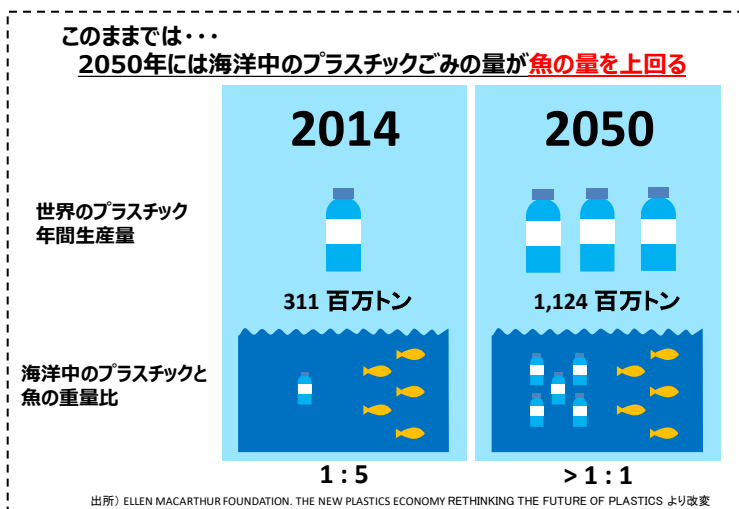


プラスチック製買物袋の有料化に関する訴求メッセージ

プラスチックは、我々の生活に広く浸透し、利便性と恩恵をもたらしてきましたが、世界全体では毎年約800万トンものプラスチックごみが海洋へ流出していると推計されています。このままでは、2050年には海洋における魚の重量をプラスチックごみの重量が上回ってしまうという予測まであります。



このような課題の解決に向け、過剰に使用されるワンウェイプラスチックをできる限り削減することが重要です。諸外国を見ると、有料化をはじめプラスチック製買物袋に対して何らかの規制を設けている国は、既に60カ国以上に上ります。国内でも、これまで様々な企業や地方自治体が自主的にプラスチック製買物袋有料化に取り組んできましたが、ここ数年は国内のプラスチック製買物袋の使用量がほぼ横ばいとなり、削減が思うように進まない状況となっていました。

世界は既に**60カ国以上**でレジ袋に禁止を含めた規制が導入されている

※レジ袋が川をせき止め洪水の原因になったこと（ルワンダ）、貴重な牛がレジ袋を誤飲して死亡していること（ケニア）などが背景となり厳罰化された国もある。

地域	種別	国・地域
アジア	課税・有料化	台湾、ベトナム、 中国 、インドネシア、イスラエル
	禁止令	バングラデシュ、ブータン、 中国 、インド、モンゴル、スリランカ、イスラエル
アフリカ	課税・有料化	ボツワナ、 チュニジア 、ジンバブエ
	禁止令	ベニン、ブルキナファソ、カメルーン、カーボベルデ、コートジボワール、東アフリカ、エリトリア、エチオピア、ザンビア、ギニアビサウ、 ケニア 、マラウイ、モーリタニア、モーリシャス、 モロッコ 、 モザンビーク 、 ニジェール 、 ルワンダ 、 セネガル 、ソマリア、南アフリカ、 チュニジア 、ウガンダ、ジンバブエ、 マリ 、 タンザニア
オセアニア	課税・有料化	フィジー
	禁止令	パプアニューギニア、バヌアツ、マーシャル諸島、パラオ
中南米	課税・有料化	コロンビア
	禁止令	アンティグア・バーブーダ、コロンビア、 ハイチ 、パナマ、 ペルー
ヨーロッパ	課税・有料化	ベルギー、ブルガリア、クロアチア、 チェコ 、デンマーク、エストニア、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、 リトアニア 、 マルタ 、オランダ、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、 キプロス
	禁止令	イタリア、 フランス

黒字：発効 赤字：議会承認 強調文字：課税のうち有料化、禁止令のうち製造禁止
出所) "SINGLE-USE PLASTICS A Roadmap for Sustainability", United Nations Environment Programme, 2018

こうした背景を踏まえて「プラスチック製買物袋（いわゆるレジ袋）の有料化を本年7月1日から実施することとなりました。全国一律でプラスチック製買物袋有料化が実施されることで、不必要なプラスチック製買物袋の使用削減が一層進むと期待されます。レジ

袋と言うと、スーパーやコンビニなどでもらう袋をイメージしますが、百貨店や衣料品などを購入したときにもらうプラスチック製の袋も対象になります。一方、環境性能が認められる以下3点の袋は、有料化が省令で義務付けられているわけではありませんが、環境価値に応じた価値づけ等を進めていくことが重要です。

- ・プラスチックのフィルムの厚さが50マイクロメートル以上の買物袋
- ・海洋生分解性プラスチックの配合率が100%の買物袋
- ・バイオマス素材の配合率が25%以上の買物袋

プラスチック製買物袋の価格については、各事業者に決めていただくことになっていません。

あらゆるプラスチック製買物袋は有料化することにより
過剰な使用を抑制していくことが基本

省令に基づく有料化の対象

- 消費者が購入した商品を持ち運ぶために用いる、持ち手のついたプラスチック製買物袋



対象とならない買物袋についても 環境価値に応じた価値付け等を推進

- 厚さが50 μ m以上の買物袋
- 海洋生分解性プラスチックの配合率100%の買物袋
- バイオマスプラスチックの配合率25%以上の買物袋



使用される買物袋については、上記のものや紙等の再生可能資源を用いたもの等への転換を推進

プラスチック製買物袋有料化の最大の目的は、我々の生活に身近なプラスチック製買物袋有料化をきっかけに、「外出の際は常にマイバッグを携帯する」というような国民一人一人の前向きな行動変容に繋げていくことです。我が国において国民1人が1日1枚このプラスチック製買物袋を消費していると言われていています。その利便性故につい使用してしまうワンウェイプラスチックですが、プラスチック製買物袋有料化を良い機会として、一人一人が普段のライフスタイルを見直し、 unnecessary ワンウェイプラスチックの削減、ひいては海洋プラスチックごみ問題をはじめとする環境問題解決の第一歩となるよう、是非ともご協力をお願いします。

お問い合わせ先（受付時間 月～金 9時～18時15分）

プラスチック製買物袋の有料化に関する相談窓口

事業者向け：0570-000930

消費者向け：0570-080180

※広報媒体の分量に応じて、適宜加工してご活用ください。

下記経済産業省HPより、パンフレット・チラシ・バナー等の啓発用素材がダウンロード
できますので、適宜ご活用ください。

https://www.meti.go.jp/policy/recycle/plasticbag/plasticbag_top.html